

ビューローベリタスジャパン株式会社
東京都優良マンション認定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるビューローベリタスジャパン株式会社優良マンション認定業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が実施する優良マンション認定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(審査登録手数料)

第2条 業務規程第20条1項に規定する審査登録手数料の額は、以下の表に掲げるとおりとする。

■ 審査手数料

表一1

(単位:円) カッコ内は消費税抜きの金額

新築マンション 仮申請時の手数料	(仮申請費)	(本申請費)	(管理規約等の届け)	申請費計
500㎡未満	18,900 (17,500)	11,880 (11,000)	9,180 (8,500)	39,960 (37,000)
500㎡以上				
1,000㎡未満				
1,000㎡以上				
2,000㎡未満	25,380 (23,500)	11,880 (11,000)	9,180 (8,500)	46,440 (43,000)
2,000㎡以上				
10,000㎡未満				
10,000㎡以上				
50,000㎡未満				
50,000㎡以上				

表一2

(単位:円) カッコ内は消費税抜きの金額

中古マンション 初回申請時の手数料	住宅性能評価を受けている建物で 実施基準の条件を満たすもの	住宅性能評価を受けていない建物
500㎡未満	16,200 (15,000)	58,320 (54,000)
500㎡以上		69,120 (64,000)
1,000㎡未満		73,440 (68,000)
1,000㎡以上		88,560 (82,000)
2,000㎡未満		
2,000㎡以上		
10,000㎡未満		

10,000㎡以上 50,000㎡未満	21,600 (20,000)	155,520 (144,000)
50,000㎡以上		184,680 (171,000)

※中古マンションの認定期間が6年間となる場合については、下記の管理規約等届け時の手数料が別途必要となります。

表—3 (単位:円) カッコ内は消費税抜きの金額

認定更新時・管理規約等届け時の手数料	新築及び中古マンション認定更新申請時の手数料	認定期間が6年となる場合の管理規約等届け時の手数料
500㎡未満	49,680 (46,000)	9,180 (8,500)
500㎡以上 1,000㎡未満	60,480 (56,000)	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	64,800 (60,000)	
2,000㎡以上 10,000㎡未満	79,920 (74,000)	
10,000㎡以上 50,000㎡未満	139,320 (129,000)	
50,000㎡以上	168,480 (156,000)	

■ 登録料

表—4 (単位:円) カッコ内は消費税抜きの金額

申請の時期	本認定の認定期間	登録料
新築マンション 仮認定申請時(仮認定+本認定+管理規約)	6年間	5,400 (5,000)
新築マンション 更新申請時(1回目)(更新認定+管理規約)	6年間	3,240 (3,000)
新築マンション 更新申請時(2回目以降)(更新認定)	3年間	2,700 (2,500)
中古マンション 本認定申請時(本認定+管理規約)	6年間	4,320 (4,000)
中古マンション 本認定申請時(本認定)	3年間	3,780 (3,500)
中古マンション 更新申請時(更新認定)	3年間	2,700 (2,500)

- 注 1. 新築の仮申請時は、仮申請費＋本申請費＋第1回目の管理規約等届け費及び登録料の合計を手数料として納入する。
2. 新築の更新申請時(認定期間が6年となる場合)は、更新申請費＋管理規約等届け費及び

登録料の合計を手数料として納入する。

3. 認定事項に変更が生じ、変更内容届出が出された場合及びこの手数料表に定めのない場合は、その都度見積により手数料を決定する。

(手数料の収納)

第3条 申請者は、審査登録手数料を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない理由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2. 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第4条 収納した審査登録手数料は次の各号に定める場合を除き返還しない。

- (1) 東京都優良マンション登録表示制度実施基準(以下「基準」という。)第7の申請で認定されない場合は、基準第8の本認定に係る審査手数料、基準第14の管理規約書等に係る審査手数料及び登録手数料について、申請者の請求に基づき必要な事務経費を控除し返還する場合。
- (2) 基準第11第1項の仮認定通知を受けたが、基準第8の本認定の申請がない場合は、本認定に係る審査手数料及び基準第14の管理規約書等に係る審査手数料について、申請者の請求に基づき必要な事務経費を控除し返還する場合。
- (3) 基準第8の本認定で認定されない場合は、基準第14に係る管理規約書等の審査手数料について、申請者の請求に基づき必要な事務経費を控除し返還する場合。
- (4) BVJの責めに帰することのできない事由により認定の業務が実施できなかった場合。

(審査手数料の増額又は減額)

第5条 BVJは、審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要とみとめる場合に、審査手数料を増額または減額することができる。

(附則)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

制定:平成23年4月1日

改定:平成26年4月1日